

## 前 号 目 次

### 論 説

- 取締役の競業取引……………服 部 育 生
- 不法行為法における責任原理の多元性の意義とその関係性 (10)  
—— オーストリア法における責任原理論の  
展開を参考にして——……………前 田 太 朗

### 判例研究

- 性的な関心・欲望を動機として被害者居室内に隠匿設置したスマホを  
約6km、約12km の距離にある場所から遠隔操作して被害者居室内を  
窺視した行為につき、「好意または怨恨の感情充足目的」による  
「付近において見張り」に該当すると認定された事例  
—— 名古屋地判平29・11・15判例集不登載  
(平29(わ)986、1176)——……………原 田 保
- 不採算事業からの撤退判断と取締役の善管注意義務  
—— 名古屋地判平成29年2月10日金融・商事判例  
1525号50頁——……………村 上 康 司